

令和 7 年度 第Ⅰ回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

会議名称	令和 7 年度第Ⅰ回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会
開催日時	令和 7 年 8 月 8 日 午後 1 時 30 分～3 時 20 分
開催場所	佐倉市中央公民館 3 階 会議室
出席者等	委 員：安部会長、岡本副会長、中澤委員、篠塚委員、秋山委員、佐野委員、 西脇委員、三谷委員、山田委員、木村委員、鈴木委員、 塚越委員、石橋委員（土屋委員代理）、小川委員 ※欠席：畔蒜委員、村中委員 傍聴 1 名 事務局：福祉部 島村部長 障害福祉課 増山課長、金田副主幹、平野主査、佐藤主査、 和田主査補、小林主事
議題	① 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会について ② 令和7年度取り組みについての進捗報告 ③ 障害者からの相談等の現況について（非公開） ④ 障害者虐待の現状について（非公開） ⑤ その他
配布資料	資料Ⅰ 障害者差別解消法の概要 資料Ⅱ 障害者差別解消支援地域協議会の概要 資料Ⅲ 令和7年度取り組みについての進捗報告 資料Ⅳ 最近の相談事例 ※協議会後回収 資料Ⅴ R6 年度障害者虐待の現状について ※協議会後回収 参考資料Ⅰ 障害を理由とする差別の解消に向けた相談窓口の試行に係る調査研究 参考資料Ⅱ 令和6年度 of 取組内容 参考資料Ⅲ 障害者差別解消法 周知・啓発ちらし 参考資料Ⅳ 長内 智選手 東京 2025 デフリンピック出場内定!! 参考資料Ⅴ 学習指導要領に「合理的配慮」明記へ

【会議の概要】

① 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会について

〈事務局〉

- ▶本協議会の取組と、設置根拠である障害者差別解消法の概要を説明。
- ▶内閣府による障害を理由とする差別の解消に向けた相談窓口の試行に係る調査研究について紹介。

〈委員意見〉

- ▶つなぐ窓口はフリーダイヤルだが、聞こえない方は、電話だけでなく FAX や直接通訳と窓口生き対面等に対応してもらえると助かる。

【事務局回答】つなぐ窓口については、メールでも受付をしているが、FAX も可能かは確認が必要である。一方、佐倉市役所の障害福祉課窓口では、FAX、メールでも対応可能である。このつなぐ窓口の趣旨としては、より広域的に相談を受け付けることと考えている。

- ▶可能であれば、つなぐ窓口を利用された相談の事例を伺いたい。

【事務局回答】記録などはないが、昨年度中、佐倉市役所の事務に関する相談があった。

- ▶実績を見たところ、精神障害・発達障害が別枠として集計されている。当会の中では同じ扱いになっているが、なぜ分けられているか経緯を伺いたい。

【事務局回答】内閣府提供の資料のため、経緯については把握していない。

② 令和7年度取り組みについての進捗報告

〈事務局〉

- ▶今年度も、差別解消について、引き続き情報発信を行っていく。事業者向けチラシの配布をはじめ、障害者差別解消法の趣旨や事業者が備えるべき体制などをテーマに、出前講座などの機会の作成行っている。
- ▶デフリンピックの周知啓発 VR での発達障害体験、福祉事業所の販売会の実施を通じて理解促進を進めている。また、小中学校、関係機関と連携しながら、次年度以降の福祉教育のプログラム化を予定している。

〈委員意見〉

- ▶学校を通してチラシを配ることで家庭でも見てもらえるため、学校向けの教育を検討してい

ただきたい。

【事務局回答】こども向けチラシ、学校向けの福祉教育の検討をしていく。

▶デフリンピックを前に全国を訪問するという話を聞いたが、佐倉市でも予定しているか。

【事務局回答】佐倉市でも 10 月にキャラバンカーの訪問を予定している。

【会議経過】

1. 事務局より佐倉市障害者差別解消支援地域協議会について（資料1、資料2、参考資料1）

佐倉市では、平成 30 年度から障害者差別解消支援地域協議会を設置している。地域における様々な関係機関の皆様のご協力のもと、障害者差別に関する相談や、その相談の事例を踏まえた取り組みを効果的かつ円滑に行うために、ご協力いただきたい。

▶本協議会の設置根拠となる障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下障害者差別解消法）の概要を説明。（資料1）

法律のポイントについて2点解説した。

①差別を解消するための措置

（1） 不当な差別的取り扱いの禁止

（2） 合理的配慮の提供

令和 6 年 4 月 1 日に改正され、事業者は合理的配慮の提供が義務化された。

②差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決、地域における連携、啓発活動、情報収集等を行う。

資料1の 2 ページ以降では「不当な差別的取り扱い」、「合理的配慮の提供」の詳細資料になっているため、目を通していただけると幸い。

▶障害者差別解消支援地域協議会の概要について（資料2）

○障害者差別解消支援地域協議会の定義（障害者差別解消法第 17 条）

地域における様々な関係機関が、障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため組織することができるもの。

⇒佐倉市では、当事者団体を含め市内事業者など様々な観点から障害者差別という問題について意見をいただけるようお集まりいただいている。

○障害者差別解消支援地域協議会の事務について（障害者差別解消法第 18 条）

必要な情報の交換、障害のある人からの相談や相談事例を踏まえた障害者差別解消

の取組に関する協議を行う。

協議結果に基づき、相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を行う。

⇒日頃感じていることなどを気軽に発言していただきたい。

○守秘義務（障害者差別解消法19条）

⇒協議会では個人が特定されかねないような事例も含めて検討協議することがあり、具体的な事例について情報交換させていただくことから守秘義務を遵守していただきたい。

▶つなぐ窓口について（参考資料1）

内閣府による障害を理由とする差別の解消に向けた相談窓口（つなぐ窓口）の施行に係る調査研究について紹介。

○つなぐ窓口とは

内閣府による障害者差別解消法についての問い合わせや、障害を理由とする差別の解消に向けた相談窓口であり、令和5年10月から令和7年3月を試行実施機関とし、令和7年4月から本格実施となった。

障害のある方が、差別的取り扱いを受けたというような場合に具体的にどこに相談すればよいのかわからない場合に、連絡してもらうことで、対象となる自治体窓口や省庁の相談窓口で事案を取り次ぐような仕組みとなっている。

資料2ページ以降は試行実施期間の実績を紹介している。佐倉市でもHPでの紹介や、障害福祉のしおりでつなぐ窓口の連絡先を掲載し情報発信を行っている。資料には事例集も掲載されている。

〈委員意見〉

▶つなぐ窓口はフリーダイヤルだが、聞こえない方は電話が使用できない。そのため、FAXでの連絡や対面等での手話相談をすることができる場や機関があれば助かる。

【事務局回答】

つなぐ窓口については、フリーダイヤルの窓口ではあるが、メールでの相談も可能になっている。ただし、FAXも可能かは確認が必要である。

一方、佐倉市役所の障害福祉課窓口では、FAX、メールでも対応可能である。メールでの連絡が難しい場合は、電話リレーサービスを利用いただいたり、直接自治体で相談を受けたりすることが可能である。

〈委員意見〉

▶通訳と一緒に窓口に直接お伺いするということはできるのか。聞こえない人が直接窓口に行き、相談に行くとなると、情報の伝達が難しくなってしまう、伝えたいこともかなり情報が減った状態になってしまうと思う。その場合、通訳と一緒に伺うことで、できるだけ情報保障をして相談することができるかどうか。

【事務局回答】

内閣府によるつなぐ窓口の取組の趣旨としては、より広域的に相談を受け付けることであると考えている。

〈委員意見〉

▶可能であれば、つなぐ窓口経由でされた相談のうち佐倉市で具体的にどういった事例があったかを伺いたい。

【事務局回答】

つなぐ窓口経由での相談について、記録などはとっていないが、試行期間について昨年度中、利用件数は数件程度あった。

詳細な内容などは、省略させていただくが、佐倉市役所の事務に対する内容であった。

〈委員意見〉

▶つなぐ窓口事案の実績を見たところ、障害種別の中で精神障害と発達障害が別枠として集計されている。当会の中では同じ扱いになっているが、なぜ分けられているのかについて経緯を伺いたい。

【事務局回答】

集計については内閣府提供資料のため、精神障害と発達障害が分けられている経緯については把握していない。

【会長より】

資料については内閣府政策統括官の委託事業であるため、詳細は把握しかねるところである。

〈委員意見〉

▶障害種別で発達障害を精神障害に含めることで何か支障があるか。

【会長より】

▶発達障害単一、精神障害単一という方だけではないため、分けることは難しいかと思われるが、何かあれば調べていただきたい。

2. 事務局より令和7年度取り組みについての進捗報告（資料3、参考資料3、参考資料4、参考資料5）

▶差別解消について

○障害者差別解消支援地域協議会について

引き続き障害者差別解消支援地域協議会で今後進める施策の検討及び、地域に寄せさせる相談事案の共有・事後的分析を行っていくのでご協力いただきたい。第2回については令和8年2月13日を予定している。

○佐倉市職員研修について

障害福祉課による市職員への研修を行っており、今年度は10月に新規採用職員研修、2月に窓口対応力向上研修にて実施を予定している。職員にも好評であるため継続していきたい。

○障害者差別解消法出前講座について

今年度、市内事業者への障害者差別解消法の出前講座を行っている。今年度は7月に市民体育館の指定管理者や、8月に特別支援学級の担任の先生向けの研修での出前講座を実施した。9月に岩名運動公園の指定管理者への出前講座を予定している。

出前講座のアンケートから合理的配慮の認知度が低いことがうかがえたため、今後も出前講座等を通じて周知啓発を進めてまいりたい。

○ポスターチラシ配布について（参考資料3）

障害者差別解消法を周知するためのポスターチラシを掲示配布している。出前講座や、工業団地連絡会でも配布を行った。11月の産業大博覧会でも配布を予定している。

○虐待防止事業者向け研修について

また、今年度総合支援協議会 啓発・権利擁護部会主催で就労支援事業所やグループホーム等事業者むけの障害者虐待防止研修を予定している。実施の際は、第2回協議会で実施結果の報告を予定している。

▶理解促進について

障害福祉課では障害者差別解消に向け、社会へ出る前の世代の理解促進のための情報発信を特に重要視している。

○東京 2025 デフリンピックについて(参考資料4)

東京 2025 デフリンピックに向けた情報発信を進めている。デフリンピックは聴覚障害の方のオリンピックと位置付けられている。デフリンピックの情報だけでなく、手話、要約筆記など聴覚障害の方とのコミュニケーション手段についての情報も発信していく。

佐倉市のホームページに佐倉市出身の長内選手のインタビュー記事を掲載している。今後も、広報誌、広報番組での紹介やイオンタウンユーカリが丘でパネル展示を予定している。

○OVRでの発達障害体験について

昨年度に引き続き VR 機器を活用して発達障害の特性(聴覚過敏)の体験会を予定している。実施時期、対象者については未定であるが、第2回協議会で実施結果を報告予定である。

○福祉事業所販売会について

市内での一般就労の機会創出に向けて、障害理解の促進を図るため、福祉事業所等による市内事業所での従業員向け販売会の実施を予定している。

10月上旬にQVC 佐倉商品センターであいのて佐倉が販売会を予定している。佐倉市では市内事業所の要望を確認し福祉事業所への連絡や取次等を行っていく。

○福祉教育の推進について

小中学校や関係機関と連携しながら小中学校での福祉教育のプログラム化を考えている。総合支援協議会の啓発権利擁護部会で福祉教育のプログラム化を勧めており、来年度以降実施を予定している。

○参考資料5について

文部科学省から時期学習指導要領で合理的配慮の必要性を明記する方針が発表された。先生方への出前講座を行ったが、来年度に向けて学校への出前講座を前向きに進めていきたいと考えている。

〈委員意見〉

▶障害者差別が起こる背景には、障害者理解が不十分であること、誤解や偏見があることが基本的な考え方である。

学校教育における福祉教育や障害理解の重要性は常々感じており、この地域協議会でも

今まで学校教育において福祉教育・障害理解の推進をどのように進めるか、は議論になっていたように思う。出前講座等でも、当事者の話などを取り入れると有効ではないかと考えている。

また、佐倉市で作成したチラシを市内小中学校で配布する（例えば小学6年生や中学3年生）のも効果的ではないか。小中学生に配布することによって家庭でチラシを見る機会や、担任の先生が紹介することでかなり浸透するのではないか。チラシもこども向けに内容を変更してみたり、他自治体では、チラシ等のデータ配信なども事例があるため検討していただきたい。

【事務局回答】

佐倉市では、昨年度から本協議会だけでなく総合支援協議会でも福祉教育についてご意見をいただいております。重要視している。教育委員会とも連携の上、進めていきたい。

チラシについて、現在のチラシは事業所向けのものであるため、今後は、こども向けの内容のチラシ作成を検討していきたい。

【会長より】

総合支援協議会 啓発・権利擁護部会でも、福祉教育に取り組んでいる。令和6年度の福祉教育取り組みアンケートで各小中学校、学年別にどのような福祉教育に取り組んでいるかという資料を入手した。その中で、車いす体験等は広く取り組まれているが、調査の中では、メンタルヘルス関係が取り組みにくいという話があった。

しかし、小学校から中学校でメンタルに不調が起きてくる場合があるため、周りにいろいろな人がいる中で困っている人はいませんかというような話から福祉教育に落とし込んでいくという方向で進めていきたいと考えている。ある程度形になったら教育委員会を通して、小中学校児童生徒に対してアプローチしていきたい。

〈委員意見〉

▶長内選手が佐倉市に在住されており、デフリンピックの開催前に全国を周る取り組みがあると聞いている。佐倉市でも市長訪問などを検討しているのか。

【事務局回答】

デフリンピックキャラバンカーという取り組みで全国を訪問するとのこと。出場選手がいる自治体を訪問することになっている。佐倉市についても、話をいただいております。キャラバンカーの対応を10月に予定している。場所や、キャラバンカーが着て何を行うかについては、未定で

ある。

デフリンピックを前に PR をできる機会であるため、有効に活用していきたい。

【会長より】

事務局は今回出た意見をもとに検討していただきたい。委員の方については、協議会後でも質問意見があれば事務局に連絡いただきたい。

3、障害者等からの相談の現況について（非公開）

4、障害者虐待の現況について（非公開）

5、その他

（1）まちのバリア点検会について

篠塚委員より、まちのバリア点検会について、昨年度の実施報告及び今後の方針の説明があった。

～閉会～